

第1回碧南市都市計画審議会 議事録

- 1 開催日時 令和元年10月3日(金) 午前10時00分から
- 2 場 所 碧南市役所 7階 議員大会議室
- 3 出席委員 鈴木 並生 三島 孝二 加藤 浩孝 鳥居 勝行
杉浦 盛夫 石附 満江 磯貝 明彦 加藤 厚雄
杉浦 文俊 小池 友妃子 鈴木 良和 鏑本 達朗
川地 史温 安藤 正久(代理 塩田 浩之)
以上14名(敬称略)
- 4 欠席委員 石井 拓 平松 常一
以上2名(敬称略)
- 5 出席職員 碧南市長 禰宜田 政信
○事務局
建設部長 中村 正典
都市計画課 課長 磯部 悟嗣、主幹 安藤 昌之
課長補佐 新美 勉、係長 小澤 洋之
主事 鳥居 利成
○議案提出課
開発水道部長 黒田 敏裕
都市整備課 課長 亀島 弘樹
課長補佐 長谷川 和幸、係長 伊藤 博之
主査 鈴木 哲也
都市計画課(兼事務局)
- 6 傍聴者 0名
- 7 会議次第および資料 議事録末尾に添付
- 8 審議内容

— 開会時間 午前9時57分 —

○建設部長

定刻となりましたので、ただ今から令和元年度第1回碧南市都市計画審議会を開催いた

します。本日の司会進行を務めさせていただきます建設部長の中村です。どうぞよろしく
お願いいたします。

本日の審議会は、配付いたしました次第に沿って進めさせていただきたいと存じます。
それでは初めに、市長よりごあいさつを申し上げます。

○碧南市長

どうも皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様には、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
一言ごあいさつを申し上げます。

平素は、碧南市政の推進に格別のご高配をいただいております。誠にありがとうございます。
碧南市では、一昨年より、都市計画マスタープランと緑の基本計画の見直しを進め
て参りました。両計画の最終の原案が、まとまりましたので、本日、当審議会に諮問をさ
せていただきます。

またこれらの計画を審議する過程の中で、当委員会の皆様にも積極的なご意見をいただ
きまして誠にありがとうございました。

今後とも、よりよい碧南市を作るために、一層ご支援ご協力をお願い申し上げまして、
まことに簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○建設部長

ありがとうございました。市長は公務のためここで退席をいたしますのでよろしくお願
いいたします。それでは以降につきましては着座にて進行させていただきます。

続きまして本来ですとここで委員の皆様の自己紹介をお願いするところでございます
が、恐れ入りますが、お時間の都合もございますので、本日はお配りしております配席図
に変えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお愛知県議会議員の石井拓様、大濱漁業協同組合代表理事組合長の平松常一さんは都
合により欠席されておりますのでご報告をさせていただきます。

以上の二名の委員が本日ご欠席ということでございます。

では委員の皆様の任期でございますが、令和元年6月1日から令和2年5月31日とな
っております。ご足労おかけいたしますがよろしくお願いをいたします。

それでは次第2「開会成立宣言」について事務局より報告をお願いします。

○事務局

ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は14名であり、定数委員16名の過半数に達していますので、碧南市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

○建設部長

次に次第3、会長及び副会長の選出に移りたいと思います。

事務局より説明をしてください。

○事務局

本日の都市計画審議会は、今年度当初の開催でございますので会長及び副会長の選出をお願いいたします。

会長は、碧南市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、任命された委員のうちから審議会の委員の選挙により、選任することとなっています。

また、当審議会運営規程第2条第3項により、委員に意義がないときは、指名推薦の方法を用いることができることとなっておりますので、慣例によりこの指名推薦の方法を用いたいと存じます。

○建設部長

説明は以上でございます。

指名推薦の方法にご異議がございますでしょうか。

○加藤厚雄委員

異議あり。

○建設部長

それでは異議ありということでございますので、碧南市都市計画審議会運営規程第2条

第1項に基づき都市計画審議会の会長選挙を行います。

まず投票用紙を配布いたします。

しばらくお待ちください。

【投票用紙配布】

投票用紙の配布漏れはございませんでしょうか。

配布はなしと認めます。

なお、念のため申し上げますが投票は単記無記名でございます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえご投票ください。被選挙人は規程により見識を有する委員でございますので、議会の議員及び県の職員以外の方を記載してください。

投票は事務局のものが投票箱をもって委員の皆様のもとへお伺いをいたします。

それではご記入をお願いします。

【各委員記入】

投票箱の確認をお願いしたいと思います。

【投票箱を開け、空箱である旨を全委員に確認していただく】

それは順番に投票をお願いいたします。

【投票箱を閉めた状態で、委員の席をまわり投票していただく】

ありがとうございました。投票漏れはございませんでしょうか。

それでは開票を行います。

立会い者には、鏝本委員お願いできますでしょうか。

【開票】

それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票。

鈴木並生委員13票、三島孝二委員1票、以上の通りでございます。

よって投票の結果、商工会議所会頭の鈴木並生委員の得票が最多でございました。

よって、鈴木並生委員が会長として選任をされました。

それでは会長は鈴木並生委員に決まりましたので会長席にお移り願います。

続きまして副会長の選出に移らせていただきます。

事務局より説明をしてください。

○事務局

はい。ご説明申し上げます。副会長は審議会条例第5条第2項の規定により会長が指名すると定められております。以上でございます。

○建設部長

説明の通りでございます。

会長から指名をお願いいたします。

○会長

それでは規定によりまして私から副会長を指名させていただきます。

副会長の職は、愛知中央農協の三島孝二委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○三島委員

よろしくお願いたします。

○建設部長

ありがとうございました。

副会長の三島孝二委員には会長を補佐していただき、会長が不在等の場合には会長の職務を代理していただくこととなります。

よろしくお願いたします。

それでは次第に従いまして会長にご挨拶をお願いしたいと存じます。

○会長

皆さんこんにちは。ただいま会長という大役に選出されました碧南商工会議所会頭の鈴木でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど市長さんからの説明にてありましたが、この審議会は、碧南市の土地利用や道路、公園など都市計画に関することについて審議する機関でございます。

委員の皆様の豊富な知識や経験をもとに、広い見地で碧南市の都市づくりについて検討していただけたらと思っております。

碧南市が、これ以上に活気に満ちた安全で暮らしやすいまちとなるよう皆様とともに努めて参りたいと思っておりますが、私自身は、土地利用や都市計画については、わからない部分も多くあると思っております。

委員の皆様、専門家の皆様がたくさん見えますので、いろいろとご意見をいただきながら進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は議案が、3件ございます。

委員の皆様には議事が円滑に進行いたしますようご協力をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○建設部長

ありがとうございました。

当審議会の取りまとめの議長は審議会条例第5条第3項の規定により会長と定められておりますので、この先の議事の進行につきましては会長にてよろしく願いいたします。

○会長

それでは、お聞きの通りでございますので、議事が円滑に進みますようご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名者は、加藤浩孝委員と、杉浦盛夫委員をお願いいたします。

次第に従いまして、次第5の都市計画審議会の概要説明について、事務局よりお願いをいたします。

○事務局

はい。

それでは資料を3つ、別紙の1から3まで、配布をさせていただいております。

本日は時間の都合で説明を省略させていただきますが、審議会を運営するための条例や規定、碧南市の都市計画の状況など、特に別紙3の会議の公開については、審議会の運営

の透明性及び公正性を確保するとともに市政に対する市民の理解と信頼を深め、開かれた市政の推進を図ることを目的に、審議会等の会議は原則公開としております。

ご説明は以上でございます。

○会長

ただ今、概要説明が終わりましたので、早速審議に入りたいと思います。

今回の議案は、次第にありますように3件でございます。

それでは議案の第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）について」説明をお願いいたします。

○都市計画課長

はい。都市計画課の磯部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更（案）（碧南市決定）について」、ご説明させていただきます。1ページをご覧ください。

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等で、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適した一団の土地を都市計画に定めるものであります。

都市計画を定める者は、都市計画法第15条の規定により、市町村が定めるものとされており、碧南市が都市計画決定の変更を行うものであります。

1 変更の趣旨であります。当初、平成4年12月4日付け碧南市告示第35号で生産緑地地区を指定して以降、これまで、公共施設の設置や買取申出などにより、位置・形状の変更を行ってきております。

今回は、平成30年1月から同年12月までに買取申出され、既に行為制限が解除された箇所や面積要件を満たさなくなった箇所などについて、都市計画の変更を行うものでございます。

2 変更内容 であります。変更後の生産緑地地区の面積は42.3haで、変更前の面積43.4haに対し、1.1ha減少するものでございます。

3 変更箇所 についてご説明します。変更箇所は番号の（1）から（11）までで、各々の変更の理由は表に記載のとおりであり、（1）を始め10箇所の「買取申出」は、農業の主たる従事者の死亡もしくは故障により生産緑地での営農の継続が困難となったも

のでございます。

(5)の「面積要件不足」は、一団を組んでいる生産緑地地区の一部が除外されたことにより、残った農地では面積要件を満たさなくなってしまうため、道連れで解除となるものでございます。

(8)、(9)の「団地付け替え」は、一団を組んでいる生産緑地地区の一部が除外されたことにより、残った農地では面積要件を満たさなくなってしまうため、隣接する他の団地に付け替えるものです。

3ページをお開きください。

こちらは、変更箇所の位置図であります。図面で薄く網掛けされた箇所が生産緑地で、買取申出により除外する箇所を斜線、(5)の面積要件不足となる箇所をドット柄、(8)(9)の団地の付け替えを太枠で示しています。

まず、(1)につきましては、金山住宅南の金山町4丁目25, 26, 27, 28, 33, 34, 46, 47番の8筆、4,357㎡です。団地番号5-9の全部を除外するものでございます。現在は、薬局が建設されています。

次に、(2)につきましては、中央幼稚園北の中後町4丁目57番の789㎡です。団地番号17-6の全部を除外するものでございます。現在は、住宅建設が始まっています。

次に、(3)につきましては、保健センター南の天王町4丁目50, 78番の2筆、792㎡です。団地番号18-2の全部を除外するものでございます。現在は、住宅建設が始まっています。

次に、(4)につきましては、保健センター南の天王町5丁目14, 15番の2筆、585㎡です。団地番号18-3の全部を除外するものでございます。現在は、更地となっています。

続いて、4ページをお開きください。

(5)につきましては、文化会館南東の東浦町1丁目62-1, 64番の2筆、1033㎡と、1丁目61-1番の207㎡です。62-1, 64番は買取申出により除外され、61-1番は面積不足となるため、団地番号20-17の全てを除外するものでございます。現在は、アパートが建築されています。

次に、(6)につきましては、志貴崎公園東の志貴崎町3丁目54番の495㎡です。団地番号23-6の一部を除外するものでございます。現在は、アパートが建築されています。

次に、(7)につきましては、若宮公園西の若宮町7丁目25番の821㎡です。団地番号24-4の一部を除外するものでございます。現在は、アパートが建築されています。

次に、(8)(9)につきましては、東部プラザ東の照光町4丁目41,52番の2筆、862㎡と、4丁目53番の490㎡です。団地番号31-12については、買取申出により41,52番が除外となり、残った53番が面積要件不足となるため、隣接する団地番号31-11に付け替えを行うものです。

続いて、5ページをご覧ください。

(10)につきましては、権田公園東の権田町3丁目14番の431㎡です。団地番号32-7の一部を除外するものでございます。現在は、更地となっています。

次に、(11)につきましては、大浜小学校南の碧南伊勢土地区画整理事業4B7の305㎡です。団地番号33-1の一部を除外するものでございます。現在は、更地となっています。

2ページにお戻りください。

4 今後の予定ですが、本日の都市計画審議会での審議を踏まえて、知事協議を11月上旬に行う予定でございます。

なお、変更案の縦覧につきましては、市広報8月15日号及び市のホームページでお知らせし、8月16日(金)～8月30日(金)までの土日を除く2週間の期間で行った結果、閲覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。

5 効力発生の日ですが、変更告示を行う12月上旬を予定しております。

以上で、議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更(案)(碧南市決定)について」の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○会長

はい、ただいま議案の説明が終わりました。それでは審議に入ります。

議案第1号につきましてご意見ご質問等がございましたらお願いをしたいと思います。

○磯貝委員

この生産緑地毎年この時期に、こういったことが出てくるわけなんですけれども、今回もですね、説明があったように、1.1ha減少してくると、参考までにお聞きしたいんですけれども、過去数年わかる範囲でいいんですけど、毎年どのぐらいずつ減ってきてる

のか。資料があれば教えてください。

○都市計画課長

毎年の現象ですが、約3%ずつ減っております。面積は約1ha前後ぐらい減っておるという状況でございます。

○磯貝委員

それでですね、変更にあたって買取申出がほとんどの理由で出てくるわけなんですけれども、この生産緑地の買い取り制度があるっていうのは、市の方が買い取って、有効活用するというのも一つのあるんですけれども、過去買い取った経緯があるのかどうかちょっとそれもお聞かせください。

何を基準として買取りをしてくのか、そういうのも教えていただきたい。

○都市計画課長

過去の買取りですが、1件ございました。

買い取りの判断としていたしましては、市のいろんな事業がございますので、それで必要だというような判断があれば、買い取りをさせていただくということでございます。

○磯貝委員

そうするとですね1件だけということで、市街化区域内の緑がだんだん減ってくっていくふうな形になると思うものですから、今後ですね真剣に買い取り基準がどういう形であるのか、ちょっとそこら辺もう一つ、深く突っ込んで質問させていただきたいんですけれども。どういった基準で、買い取りをしていくのか、していかないのかというのをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○都市計画課長

現在は、買い取りの基準というものはございません。

各課に投げかけをさせてもらう中で、それぞれで判断をしていただくという形を取らせていただいております。

○加藤厚雄委員

この、資料送付について、一番最初に言いたいのは、概ね1時間で終了できますようにということで、これ逆に、何らかの理由があるんでしょうけど、本来は、慎重審査してくださいというのが本来であって、いかにも審査をするなみたいな、こういう言い方というのは非常に悪いと、でしかも慣習によって会長もちやっとなんでしまうと、少なくとも会長ぐらいは、選挙で選ばないととんでもないことになるなというのを感じたのが1点です。

それと、2ページの5番に効力発生の日というのがありますよね。確認したいのは、これは、生産緑地の報告なのか、採決するのか、議案だから、採決するんでしょうけども、先ほどから聞いてると、除外するけど、もう建築中ですか、建築しているってことになる、どの時点で建築してもいいのかっていう効力が発生しているのか。

この効力という意味もわからないし、審議会で駄目って言ったってもう建築中のところは、どっかで建築許可を出しているということだと思ってるんで、いったいこれは何なんだという話の、流れのいっぺん確認。報告なのか、採決があるのかどうかっていうのも効力ってというのは何の効力を言ってるのか、課税上の効力を言ってるのかっていうのをちょっと確認します。

○都市計画課長

まず基本的にこの12月で効力と言っているのは、都市計画法上での都市計画の区域から外れるという意味でございます。

生産緑地じゃないのかっていうことを言われているかと思うんですが、生産緑地につきましては、先ほどの買取り申出の申請がございましてから、いろんなところに協議をする中でどこも買取りの希望がなければ、大体申請から3ヶ月後に、生産緑地が外れるということでございますので、その3ヶ月後以降につきまして、その建築が可能になってくるということでございます。

○加藤厚雄委員

まずは、これは報告なのか、採決を伴うものなのかというのを教えてください。

○都市計画課長

これは採決を伴うということでございます。

○加藤厚雄委員

今出たように、ここで採決するんでしょうけど、12月の上旬に区域から外れるってことで、区域から外れなくても、建築は可能だということなんじゃないかな。

○都市計画課長

はい。その通りでございます。

○加藤厚雄委員

区域を外すっていうのは、農地転用ではずす、それとも都市計画法上の問題であって、農地転用も外れてるという感覚でいいですか。

○都市計画課長

都市計画法上で外すということなんですが、また農地転用は農地転用で別でやっていただくということですので、そちらはまたご本人さんの判断になります。

○加藤厚雄委員

これは生産緑地の区域から外すだけであって、農地としても制限だとか、建築の許可は別であって、それはもう以前に出しているという、そういうことでいいでしょうか。

○都市計画課長

はい、その通りでございます。

○会長

よろしいですか。

○加藤厚雄委員

はい。

○会長

先ほどちょっと、加藤さんから話が合った、おおむね1時間というのはちょっと失礼かもわかりませんのでこの先気を付けます。

別に意見を遮るつもりもございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、それでは続きまして、第1号議案につきまして、ご質問等のある方はご発言をお願ひいたします。

質問もないようですのでそれでは採決に入りたいと思ひます。

議案第1号の件につきまして、賛成の方は挙手をお願ひいたします。

【全員挙手】

○会長

全員の賛成をいただきましたので、議案第1号につきましては、原案のとおり決定することにいたしますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第2号「碧南市都市計画マスタープランについて」の説明をお願ひいたします。

○都市計画課長

はい。それでは、議案第2号「碧南市都市計画マスタープランについて」ご説明いたします。

現在の都市計画マスタープランにつきましては、平成22年から令和2年(平成32年)までの約10年間計画になっています。これを次の10年間へ改定するために、平成29年度から着手し、今年度10月に公表を目指すものであります。都市計画審議会には、昨年の10月22日と今年の3月29日の2回で、全体構想及び地域別構想について報告しております。今回は、平成31年4月以降の追加項目およびパブリックコメントの結果、及び計画の概要につきまして報告させていただきます。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

1の「計画改定の趣旨」と、2の「計画の期間」につきましては、前回と同じでありますので、省略させていただきます。

3の「計画の改定体制」をご覧ください。

(1) 策定委員会等における審議 イの開催経過につきましては、(ア)の策定委員会、

(イ) の策定産業部会、(ウ) の策定行政部会において、それぞれ5回目の会議を開催し、「実現化方策」等について審議いたしました。

2ページをご覧ください。(エ) のその他としてパブリックコメントを4月1日から4月30日までの1ヶ月間実施いたしました。

3ページをご覧ください。

1のパブリックコメントの結果につきましてご説明します。

「資料1」をご覧ください。これは、パブリックコメントの実施による意見と回答案でございます。5名から11個の意見がありました。意見はすべて都市計画マスタープランに関するものであり、緑の基本計画につきましては、意見はございませんでした。

ご意見の要点をご説明します。

まず、No. 1は、油ヶ淵周辺及び市東部の浸水対策に対するご意見です。

この回答としましては、高浜川の排水機場の早期事業化や平成30年度の蜷川排水機場の完成、引き続き調整池等の対策に努めることとしています。

No. 2は、山下町の宅地化についての質問です。

この回答としましては、宅地化に当たっては、浸水対策、避難対策を十分検討することとしております。

No. 3は、市営宮下住宅の吹上町側の計画についての質問です。

この回答としましては、現在改定中の市営住宅ストック総合計画で方針を検討することとしています。

No. 4は、西端線の整備及び丸山町の宅地化についての質問です。

この回答としましては、西端線の整備は、この地区のまちづくりとして総合的に検討することとしております。丸山町の宅地化に当たっては、排水対策を十分検討することとしております。

No. 5は、西端地域の新たな産業地における農地の保存活性化に関するご意見でございます。

この回答としましては、緑化対策や農用地の生産性の向上を検討することとしております。

No. 6は、写真についてのご意見です。

この回答としましては、資料2の本編の最後のページ参考-7に代表的な掲載写真の説明を加えることとしました。

No. 7は、丸山町のあじさい緑地、進入路についてのご質問です。

この回答としましては、公共施設緑地は、緑の基本計画での記載であること、進入路は、生活道路の位置づけであることとしております。

No. 8 は、都市計画道路の見直しに関するご意見でございます。

この回答としましては、都市計画道路の見直しは愛知県が主体となりますので、見直しの際は時代に即した整備になるよう要望するとしております。

No. 9 は、大浜地区における景観形成や地区の賑わい創出に関するご意見でございます。

この回答といたしましては、現在、都市計画課で景観計画の策定に取り組んでおり、景観重点地区の指定や景観重要建造物の指定を進めることとしております。

No. 10 は、西端地域の農作物の販売拠点に関する意見でございます。

この回答としましては、西端地域の生産・流通ゾーンは多様な分野の産業の立地を検討し、幹線道路の沿道には地域の振興に資する施設の整備を検討することとしています。

No. 11 は、無我苑についての意見でございます、

この回答としましては、維持・充実を推進するとともに、関係部局と情報共有することとします。

以上でパブリックコメントに対する説明とさせていただきます。

では、議案にお戻りいただき、3ページをご覧ください。

「5の計画の概要」につきましてご説明します。

「資料2」をご覧ください。

今回お示する計画は前回までの市議会、策定部会、策定委員会、パブリックコメントの意見を踏まえた最終案となります。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。

計画の第1章の「基本的事項」から第5章の「地域別構想」については、前回より大きく変わった部分はありません。元号の変更や、文章の表現の修正などをしております。それでは、1章より簡単に説明いたします。

1ページをお開きください。

第1章の「基本的事項」の「計画改定の趣旨」ですが、現計画の目標年次である令和2年を迎えるにあたり、将来の人口や社会・経済情勢の見通しに適確に対応していくため、計画の改訂を行うものであります。なお、同様の理由で、愛知県では、西三河都市計画区域マスタープランを昨年度末に改定されております。

8ページをご覧ください。

第2章の「都市の現状と課題」では「碧南市の現状と課題」として「人口動向からの課題」から「人口動向」、「産業構造」、「市街化動向」、「防災」などの課題を挙げております。

27ページをご覧ください。

第3章「都市づくりの理念と目標」では、今後の都市づくりとして、都市の活力を維持するため、移住・安定の促進と産業活動の活性化や衣浦港の魅力を活かした生産、物流、賑わい拠点の形成を目指すこととし、「将来都市像」を「水と緑に恵まれ、暮らしと産業が調和した活力ある港湾都市・碧南」としています。

34ページをご覧ください。

図3-4は20年から30年後の「将来都市構造図」になります。新たな住他ゾーンとして、立山町周辺、山下町及び丸山町1丁目を位置づけています。新たな「生産・流通ゾーン」として、西端の井口町周辺と臨海部の2号地を位置づけています。また、「駅周辺居住エリア」の他に西端、旭、大浜地区に「地域拠点エリア」を位置づけ、身近な商業機能などの集積を図ってまいります。

35ページをご覧ください。

第4章の「全体構想」では、「土地利用の方針」でございます。集約型の都市づくりとして、これまでの駅周辺に加え、地域コミュニティが形成される地域について、生活の利便性や地域コミュニティの向上を図ることとしています。また、住工混在地については、保全すべき伝統的産業や地場産業等の産業活動を脅かすことがないように配慮し、都市の活力を高めるような土地利用を図ることとしています。

37ページの「都市施設等の整備の方針」では、共通方針として、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーへの配慮と都市施設の長寿命化や耐震を図ることとしています。

45ページの「住宅・居住環境の整備の方針」では、空き家について、適正管理や利活用、除却等を推進するとしています。

49ページをご覧ください。

第5章「地域別構想」では、地域毎に将来目標とまちづくりの基本方針を定め、これを実現するための土地利用、公共施設などの分野別の方針を「まちづくり方針図」で示しています。

次に、新たに追加しました、第6章「計画の実現に向けて」について、ご説明いたします。

9 3 ページをご覧ください。

1 の基本的な考え方ですが、全体構想及び地域別構想を進めるにあたっては、地域の課題は地域住民や事業所等が主体となって取り組むことが必要であり、行政はその活動を支援します。たとえば、表にある「地域ごとの課題」に対応する方針の狭あい道路の解消は、その沿線の方のセットバック無しでは解消されません。そのための支援として用地測量や分筆登記等の費用を行政が負担しております。

これに対し、市全体の課題は、行政が主体となって取り組みます。たとえば、幹線道路の整備や新たな産業地の整備等は、国・県等の関係機関や隣接自治体等と連携し、実現化を図っていきます。

9 4 ページをご覧ください。

2 の、市民・事業者・行政の協働によるまちづくり体制の構築についてですが、行政は「碧南市協働のまちづくりに関する基本条例」に基づき、地域課題に対してまちづくり組織等と連携して、必要な情報の提供等を支援する。としています。また、市民等がまちづくりへ参加する意識を醸成する必要があります。

表 6-1 は、昨年 10 月に開催しました地区別懇談会にて、地域で取り組みそうな活動について話し合った結果です。表を見ていただくと、「空き家」や「狭い道」を始めとした多種多様な意見があることが分かります。

また、特に防災上危険な地区等では、積極的に働きかけていきます。

まちづくりの方策としまして、9 5 ページの表 6-2 にあります、都市計画法等に基づく主なまちづくり手法や 9 6 ページには、市独自の施策として狭あい道路整備促進事業を記載しています。

9 7 ページをご覧ください。

3 つ目の計画の進捗管理と必要に応じた見直しについてであります。計画の推進に当たっては、進捗状況の把握と必要に応じた見直しが必要になります。

(1) の P D C A サイクルによる進捗管理では、「実施」において、継続事業は、目標年次を立て、着実に実施してまいります。

新たな事業は、具体的な手法や工程スケジュールを検討します。

「評価」では、概ね 5 年を目途に進捗状況を把握し、公表することとします。

「改善」・「計画」では、実現が困難と判断される場合は、実現化に向けた方法を見直すこととし、必要に応じてマスタープランを見直しすることとします。

98ページをご覧ください。

(2)の計画の見直しの考え方ですが、社会情勢の変化等により実現困難と判断される場合には、この都市計画マスタープランの見直しを行います。

具体的にはIoT、AI、ビッグデータ等の技術革新により都市づくり等に大きな変化や社会情勢の変化により必要な個所の見直し等が考えられること、事業実施にあたって、方向転換が求められる場合には、柔軟に計画の見直しをすることにより、本市の都市計画の着実な進展を図ってまいります。

続きまして、「資料3」をご覧ください。

こちらは都市計画マスタープランの概要版となります。

本編より目標年次、目標、将来の都市構造、全体構想及び地域別構想等をピックアップし、簡潔にまとめたものとなります。

議案にお戻りいただき、3ページをご覧ください。

「6の今後の予定」ですが、本日開催の都市計画審議会にて審議をいただいた後、10月上旬の公表を予定しております。

以上で、議案第2号「都市計画マスタープランについて」の説明とさせていただきます。

また、資料4として、市北部の生産流通ゾーン道路網計画の図面が添付してありますが、こちらは審議内容とは異なりますので、7のその他で報告をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○会長

ただいま議案の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

議案第2号「碧南市都市計画マスタープランについて」のご意見ご質問等がございましたらお願いをいたします。

○加藤厚雄委員

マスタープランを作る時に、事前協議はどこどこに入ってもらっているのか、逆にどこどことしたのかというのがわかる範囲でちょっと教えてください。

○都市計画課長

まずは、策定委員会というもの、それから策定産業部会、それから策定行政部会というこの3つにお話をさせていただいておるといことです。

○加藤厚雄委員

だからこういった構成の方なんでしょうかね。

○都市計画課長

まずは策定委員会につきましては、計画の策定を目標としまして、都市づくりに対する調査、審査を行うものという形のものでございます。

○加藤厚雄委員

1点だけ聞きたいのは、警察は入っていますか。

○都市計画課長

はい、入っております。

○加藤厚雄委員

だから今日ここにみえる委員さんの関係というのはすべて入ってるということで良いでしょうか。

○都市計画課長

それでは主だったメンバーを申し上げます。

まず碧南市の連絡員さん方々。それから衣浦港の港運協会の会長様。臨港工業地帯の防災の連絡協議会様。臨海公園の愛護会の皆様。警察の方。消防署の方。商工会議所の関係建築士会の方。それから、交通安全協会さん。社会福祉協議会さん。老人クラブの連合会さん。碧南市の青年会議所さん。このような方々が入っております。

○加藤厚雄委員

プラン作る時にある程度の各分野の方があると、いろんなことに気づいてるんだけど、

結局それがなされずに来ることが多くって、昨日も大浜のCSミーティングで、区画整理をしたら当然ごみ置き場を作っとかないといけないのに、作った後で困ってから、作ったというね、この53ページに吉浜棚尾線のやつが載ってるんですね。

今、吉浜棚尾線から明治橋を通ってきて、それから中央中学校の方に抜けていく碧南高浜環状線のところも昔と比べると、交通量が大幅に変化してるよね。

それは非常に便利になって人が通るんだけど、昔と違って交通量が変わったもので、市民が言うにはそちらが渋滞してると。だけど、そんなの計画の時から分かってたもので。

だから、渋滞してから、信号とか何か時間単位とか変更するのか。渋滞するというのがある程度は分かってから、例えば、信号を操作するのか。

つまり、ちゃんと完成して、様子を見てから、信号の時間とか配置を考えましょうというのか、事前にそういう話は出てきているけども、しないのか、関係者がみえるので非常に答弁しづらいでしょうけど、いかがなんですか。

○都市計画課長

確かに渋滞のことは聞いておりました。

基本的にまず予想はされるんですが、実際渋滞するかっていうのは非常に判断が難しいところがございますので、現状把握した中で、昨年度私対応さしていただいて、信号機のサイクルの調整をさせていただきました。

ですから、本来ですと前もって、その辺までやったほうがいいとは思いますが、その予想と現実の差がございますので、実際現場を見た上での対応ということでやっております。

○加藤厚雄委員

なのでいろんなプランを作って実際に実施されたときに、できた後の状況を見て検討するという項目が入っていた方が私はいいと思うんですよ。

だけど、市民から苦情みたいなのがあってから初めて動くということじゃなくて、そこが完成してしばらく様子を見てから検討するというのか、見直すというのか、そういうの入ってないと、交通量は変わるし、渋滞も変わってくるし、前もってそういうことするようというのが再認識されていないと、作ったら作ったで、ごみ置き場はあろうがなかろうが、ここが渋滞しようが、そんなこと考えていませんでしたじゃあかんもんで。

それをちょっと前もって、そういったふうに柔軟に考えないとね。市民相談があつて、各部署に行つてもね、対応が鈍いんだよな。これは警察でも、違うとこにいつてもみんなそうで、できちゃつてから、これからゆっくり検討しようかではなくて、できた後に検討するという認識で臨んで欲しいかなというふうに思いますけど、いかが。

○都市計画課長

委員のおっしゃる通りでございますので、なるべく企画を作る段階で、そういうことは頭に入れて何とか柔軟に対応していきたいと思っております。

○会長

よろしいですか。

マスタープランができたそのあとの、運用がやっぱり一番大事ですので今加藤委員おっしゃる通りですので、そういう不足なところがあれば、できるだけ対応の方をきちっとしていただくということで、一つよろしいですか。

それから先ほどこよつとこのメンバーと、それからマスタープランの策定委員のお話がありましたけどもここにみえる方は、どなたも多分策定委員には、入つてみえない方がほとんどで、商工会議所も副会頭以下、それから各部会長さんが入っている。あと多分、農協さんも副の方がみえるし、加藤さん（加藤浩孝委員）のとも副の方が入つてみえるということで、ここにみえる方は、杉浦さん（杉浦盛夫委員）だけは、両方兼ねてみえましたけど、あと皆さんは副の方を選出していただいて、ダブるといふことが少なくなるよふにといふことで、市の配慮ではないかと思ひますけど、この決定機関と、やつた人が同じでは、やっぱり配慮にかけるといふことではないかと思ひますので、そういうよふなことにはなつておりますので、了解していただきたいと思ひます。

よろしいですか。

はい、どうぞ石附さん。

○石附委員

すいません。

ここの場所であつていいのかちよつと分からないんですけども、皆さんの苦情ちよつとあつた言ひさせていただきたいと思ひます。

大浜サロンですね、あそこで活動してる方が、電柱が駐車場のところに立ってるんですね、あそこでよくぶつかりそうになったし、ぶつかった方も見えるんですね。だからの電柱を取り除いていただきたいなど。

それから大浜てらまちの場合でも、あその電柱とそれから歩道ができたんですねサロンの前に、あその柵って言うんでしょうかね。あれがあって、バスがそこで止まる時、どこかへ見学に行くとか、来てくださるとかねそういう方のバスをいつもちょっと入口の方に、東の方に入れたんですね。それが電柱と柵によって、それで皆さんそこで乗りおり、できなくなって、ちょっと不便だなんていうことと、それから駐車場がサロンの前にあるんですけども、真ん中の駐車場がどこかの駐車場になってるってことなので、それを市がどうにかならないのかというご意見も言ってらっしゃる。

マスタープランの中で大浜のにぎわいとか言ってみえましたので、ちょっとここで発言させていただきます。

○都市計画課長

担当の部局がございますのでそちらの方にちょっと1回話をしますので、よろしく願いいたします。

○会長

よろしいですか。

では、議案第2号につきまして、ご質問、ご意見等がないようでしたら、採決に入りたいと思いますけどよろしいですか。

それでは、議案第2号「碧南市都市計画マスタープランについて」につきまして、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長

はい、ありがとうございました。

全員の賛成をいただきましたので、原案通りと決定をさせていただきます。

続きまして、議案第3号「碧南市緑の基本計画について」の説明をお願いいたします。

○都市整備課長

都市整備課の亀島です。

よろしくお願いいたします。

ただ今、議題となりました、議案第3号「碧南市緑の基本計画について」のご説明をいたします。

議案の1ページをご覧ください。

1の「計画改定の趣旨」ですが、現計画を策定以降の、社会情勢や公園緑地に関する各種法令等の変化に的確に対応するものでございます。

2の「計画の期間」及び3の「計画の改定体制」までの内容は、先程の議案第2号“碧南市都市計画マスタープランについて”の説明と同様でありますので、省略させていただきます。

3ページをお開きください。

4の「パブリックコメントの結果」について、でございますが、都市計画マスタープランと合わせ、平成31年4月1日から30日までの期間で実施しておりますが、緑の基本計画に関する意見の提出はございませんでした。

5の「計画の概要」について、資料1の計画書を用いて、ご説明いたします。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。

第1章「計画の背景と策定方針」から第8章「緑化重点地区の計画」までの内容について、パブリックコメントを実施した後、表現などの修正をしましたが、大きな変更はございません。

第9章「計画の実現に向けて」は、パブリックコメント後に追加したものでございます。

1ページをお開きください。

第1章「計画の背景と策定方針」では、近年の社会情勢や関係する上位・関連計画を整理し、本市の緑の基本計画策定の方針を定めています。

5ページをお開きください。

1の2「上位・関連計画の整理」のうち、(1)の①、愛知県広域緑地計画は、昨年度末に改訂が完了し公表されており、4)に記載のとおり、緑の多様な機能に着目し、3つの視点で基本方針が定められています。

15ページをお開きください。

第2章「現況等の調査」では、本市をとりまく“自然的条件”及び“社会的条件”、並びに“緑の現況”などを整理しています。

30ページをお開きください。

2の3「緑の現況」のうち、(1)の緑地現況は、表2-3-1に記載のとおり、緑地現況面積は、都市計画区域で1,434.56haあり、市域の40.0%となっています。

44ページをお開きください。

第3章「市民意識・活動」では、市民アンケートと中学生アンケートの結果及び公園等愛護会などの市民活動について、整理をしています。

53ページをお開きください。

第4章「緑に関する解析・評価と課題」では、現計画の目標について評価・検証を行うとともに、緑が有する環境保全・レクリエーション・防災・景観の4つの機能について解析・評価を行っています。

69ページをお開きください。

第5章「緑のまちづくり目標と基本方針」では、“緑の将来像と基本方針”を定め、計画目標をお示ししています。

今回の改定では、(1)の緑の将来像について、碧南市の自然環境を自然とふれ合える場として「活用」していく考えから、“活かし”の言葉を加えた“ともに守り、活かし、育みあう、水と緑のまち碧南”とし、70ページで、概ね10年後の“緑の将来像”を図でお示ししており、新たに“水の拠点”を位置付けたものでございます。

71ページをご覧ください。

(2)の基本方針では、新たに“管理の方針”を加え、多様な主体とともに維持管理や環境整備に取り組む体制の構築を推進することとしています。

74ページをお開きください。

5の2「計画フレームと目標」のうち、(2)の計画目標の④、緑被率の目標を、将来の土地利用や今後の生産緑地の動向を踏まえ緑被の減少が想定される中、公共用地や民有地の緑化の取組を推進し、現状を維持することとしています。

75ページをご覧ください。

第6章「緑のまちづくり施策の方針」では、環境保全・レクリエーション・防災・景観の4つの系統から、“緑の配置方針”を定めるとともに、“都市公園の整備及び管理の方針”並びに“緑地の保全及び緑化の推進のための施策”を定めています。

なお、84、85ページに都市公園の整備方針図をお示ししています。

99ページをお開きください。

第7章、「地域別緑のまちづくり方針」では、図に示すように、市域を6地域に区分し、100ページ以降で、地域ごとに緑のまちづくり方針を定めています。

130ページをお開きください。

第8章、「緑化重点地区の計画」では、北新川駅周辺及び碧南駅周辺を緑化重点地区に設定し、地区ごとに、重点的な施策などをお示ししています。

137ページをお開きください。

9の1「緑のまちづくり推進体制」の(1)の基本的な考え方では、緑の将来像の実現に向けて、市民、事業者、行政が、提案・参画・支援を通じて、同じ目標に向かって協働して取り組むことをお示ししています。

138ページをお開きください。

(2)の協働によるまちづくり体制の構築では、これに必要なものとして、①の“碧南市協働のまちづくりに関する基本条例との連携”、②の“緑のまちづくりへの参加意識の醸成”、③の“公園の活性化に関する協議会の検討”の3つの考えをお示ししています。

③の“協議会”は、平成29年の都市公園法の改正により、新たに法に位置付けられたものであり、139ページの“協議会イメージ”のように、公園管理者の他、地域住民や各種団体で協議会を組織し、公園利用のローカルルールづくりや、マネジメントなどに取組もうとするものであります。

140ページをお開き下さい。

9の2「計画の進捗管理」では、施策の着実な実施に向けて、市政アンケートや緑に関するイベントを活用した“定期的な市民意識の把握”とPDCAサイクルによる“目標値等による進捗状況の分析”を行い、計画期間内であっても、必要に応じ機動的に計画の見直しを行うこととしております。

以上が「計画の概要」でございます。なお、資料2といたしまして、計画書の概要版を添付しておりますので、ご確認ください。

では、議案にお戻りいただき、3ページをご覧ください。

6の「今後の予定」ですが、都市計画マスタープランと同様、本日の都市計画審議会でご審議いただいた後、10月上旬に計画の公表を予定しています。

なお、計画(案)について愛知県と協議を行い、9月24日付けで“意見なし”との回

答をいただいております。

以上で、議案第3号「碧南市緑の基本計画について」の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○会長

はい、ただいま議案の説明が終わりました。議案審議に入ります。

議案第3号「碧南市緑の基本計画について」のご意見ご質問等がございましたらお願いをいたします。

○磯貝委員

17ページのところなんですけれども、当市の環境負荷を軽減する緑というところですね。先月の25日の市議会協議会の中でも出たと思うんですけれども、緩衝緑地ということで、2号地のところの、今チップ化される作業がやられてるとこは、あそこの部分だけ緩衝緑地がなくなっているという形で、これは今回の緑のマスタープランにこれだけ位置付けであるものですから、これは考えていくのか、いかないのか、そこら辺の見解を教えてください。

○都市整備課長

チップ状に関してはですね、なかなか市内でやれる場所がないという中で、それで今やっておるわけなんですけれども、市街地と工業地帯を分ける部分の緩衝緑地については必要性は十分ありますので、できる限りの保全については、やっていきたいと思っております。

○磯貝委員

具体的に方向的にはどうしていきこうかっていうのは、考えてますか。

○都市整備課長

緑の基本計画の中では、あくまで基本的な考え方をお示しするというところでありますので、具体的なことについては今後検討させていただきたいと思っております。

○加藤厚雄委員

今たまたま磯貝さんから発言があったものなのであれなんですけども、議案書の議案第3号のやつの2ページ。これ先月9月25日に市議会協議会でご報告あったんですけども、なんで報告が漏れているのか、この件だけは他の委員さんに知られなくなかったのか、なんでこれが9月25日に、市議会の方にも報告あったんだけど、その他のところに抜けてるのかっていうのをお聞きいたします。

○都市整備課長

漏れてることについて特段の意図はないわけなんですけども、ちょっと。

資料の発送の段階がちょっといつだったかっていう、ことでやっておることは事実ですので、ちょっと記載が漏れとるということでご理解いただきたいと思います。

○加藤厚雄委員

一緒に配られたマスタープランの方には、その他の(エ)のところ、A B C D E Fで市議会協議会の令和元年9月25日に報告あったと。

議員は皆その報告を受けてますので、先ほど磯貝さんのところで、9月25日に報告があったと。しかし、議員でない方はどうなんだと、本当にあったのか、なかったのかという、市議会に報告せずに今日ここで審議をしているのか、してないのかというのが、わかんないので、だから、あったことは事実なので、なんで書いてないのかって聞いてんですが。

○都市整備課長

今ちょっとですね議案第2号と見比べたところを、議案第3号の全協の開催のことがちょっと書けておりませんので、これ単純に記載漏れだったということで申し訳ございませんでした。

○加藤厚雄委員

なんでそれはね、しっかりと最初に、他の委員さんにも議会の方にはちゃんと報告しますよというのを、口頭で言うなりしないと。議会の方には報告してないけどここで採決することになると、問題だもんではきちっと伝えるべきだというふうに思います。はい。

○会長

これは記載漏れで、それぞれで書いていただければいいのか新たに記載されたやつを委員さんのところに送付するのか、その辺はどちらにしたらいいのか。

○都市整備課長

資料については、訂正してお配りするという事はなかなか難しいですのでちょっとこの場でご訂正をさせていただくということでお願いしたいと思います。

資料の2ページをご覧くださいまして、上の方の(エ)のその他のところでのパブリックコメントがございますけども、その下に、Fの市議会協議会、令和元年9月25日報告ということ、追記をお願いしたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○会長

それではFに市議会協議会報告ということ、日にちが令和元年9月25日ということで、すいませんけども記載漏れだそうなので、新たにそれぞれの資料に記載をしていただきますように、申し訳ありませんけどもよろしく願いいたします。

○磯貝委員

お聞きしたいんですけども先ほどの説明で、都市計画区域内で碧南は緑が40%という報告がありましたけれども、これは何か国的に基準があるのかどうか教えていただきたいんですけども。

○都市整備課長

緑地全体については特にございませんが、都市公園ということでいくと、1人当たり10㎡という基準が法で述べられております。

○磯貝委員

碧南は1人あたりでいくと、その基準に対して、上をいっているのか、下を言っているのかどちらになります。

○都市整備課長

碧南市の場合は、資料1の54ページをちょっと見ていただきまして、(3)の都市公園の整備目標というところで、一番右の現況欄がございます。

この中の合計といったところで、括弧書きで1人当たり6.0㎡というのが、今の現状でございますので、基準には達していないということでございます。

○磯貝委員

一応基準に達してないということで、碧南市として、これからどうゆうふうな方向性でやっていくのか、基準を満たすように、当然やってくるものだと思うんですけども、具体的にどういう方向性を持っているのか、そこら辺を教えてください。

○都市整備課長

都市公園につきましては、まず街区公園ですけども、現在、霞浦公園と緑町公園の計画を進めておりますので、これを計画的にやっていきたいなと思います。概ねですね、街区公園につきましては2年で1ヶ所ぐらいの整備スピードで動いてますので、何とかこれを維持するような格好で、やっていきたいなと思っております。

また、近隣公園につきましても、今回、羽久手グラウンドの北側のところで1ヶ所新たに位置付けましたので、これも生産緑地の動向を見ながら、ちょっと取り組んでいきたいと思っております。

○鈴木良和委員

お願いなんですけれども、前回堀川の方で外来種、日曜日の調査と月曜日のポンプ場を行ってですね、調査の方されて、結構外来種なもんですから、ちょっと厄介で、時間的な部分もかかるということをお聞きしますもんですから、国縣市、ともにですね、完全排除ができるかどうかはちょっと専門家じゃないもんですからわかりませんが、根気よく、調査の方やっていただいて、駆除をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。以上でございます。

○会長

その他、ご意見等よろしいですか。

他に意見はないようですので採決をいたします。

議案第3号「碧南市緑の基本計画について」につきまして、原案通り賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

○会長

全員の賛成をいただきましたので、原案通りと決定し、原案通り決定とさせていただきますよろしくをお願いいたします。

次にその他でございますけども、事務局から何かありますか。

それと先ほどの石附さんのご質問にも、ここでちょっと答えていただきたい。

○都市計画課 計画推進係長

都市計画の小澤と申します。

私からは「市北部の生産流通における道路網計画について」ご報告をいたします。

議案第2号の資料の4をご覧ください。議案2号の一番最後のページに載っております。

こちらは先ほどの議案第2号でご説明いたしました西端地区の北部の新たな産業地に位置づけることに関するものでございます。

赤色の細い線で囲った部分につきましては今回の都市計画マスタープランで新たな産業地として位置づける約35.5haでございます。

道路につきましては、市道の改良や、拡幅を市が行う予定としておりまして、適切な道路の配置や交差点の形状などを検討し、交通安全に配慮した計画とするものでございます。

まず現在の市道大久手吹上洲先線ですけれども、県道との交差点の形状が悪く、大型車の安全な通行が確保できないということから、交差点の位置を南側の大久手3号線の方へ移動し、この県道交差点を出入口とするものでございます。

また幅員につきましては現在は農道ですので約5mぐらいなんですけれども、こちらは9.5m拡幅する予定でございます。

また県道の交差点部では、右折帯を設けまして3車線となりますので、幅員については、もうちょっと広がりまして12.5mとなります。

また県道の高浜側につきましては、現在の乗用車の事故が多い場所でございますので、こちらを信号交差点とすることによりまして通行の安全を確保するというものでございます。

こちらが交差点の位置の変更に関することでございます。

続きまして青色の部分をご覧ください。

こちらは将来的に歩行者専用道路とするものでございます。

現在の車道のままとしてしまいますと、北側の交差点を利用することになりますので通行の安全が確保できない交差点からの出入りとなってしまいますので、歩行者専用道路とすることで車が通ることができないようにするものでございます。

続きまして井口4号線井口5号線雁道1号線の黄色の線の部分についてご説明いたします。

こちらの工業用地内につくる道路のことでございます。

市道拡幅することによりまして企業が立地する時に合わせて整備するものでございます。現在の道路の幅員につきましては5m程度ですけれども、こちらを9mに拡幅する予定でございます。

井口4号線につきましては現在の県道の交差点を利用するものでございます。

また、井口5号線を今の大久手3号線まで延伸するために、ちょっとそこ太い赤色の部分の線を書いてあるんですけれども、こちらを新設道路として整備することといたしました。こちら道路の幅員は9mでございます。

図面について、ちょっとわかりにくいかもしれませんので再度簡単にご説明いたしますと、青色の線は歩行者専用道路となります。車道部分は、この黄色の拡幅道路の部分と、赤色の新設道路の部分、あとは緑色の現道となりますので、この部分は黄色と赤色と緑色の部分だけを注視するとどのような道路網になるかっていうことがわかるかなと思います。

今後の開発の進め方についてご説明いたします。

西端地区の新たな産業地につきましては、都市計画マスタープランに位置づけることによりまして、個別の民間開発が可能となりますけれども、工業団地のように、一気に工業用地を造成するものではございません。

既存工場等から順番に開発が進められる必要がございますので、農地と工業用地が共存しながら、緩やかに開発が進められることとなります。

最後に関係者への情報提供についてご説明いたします。

道路に接するほとんどの方々には直接説明をさせていただきまして了解を得ております。残りの方々につきましても同様に説明をさせていただきます。

また地区への説明とさせていただきます、今、西端地区の区長、副区長あと隣接する大久手町や平山住宅の町内会長様へは、説明させていただきますして了解を得ておりますので、ご報告いたします。

また隣接する安城の住宅地につきましては、安城市に確認したところ、碧南市に任せるといった回答をいただいておりますので、町内会長様の方へ説明していきたいと考えております。

以上で道路網計画に関する報告とさせていただきます。

また先ほどの大浜の部分のご質問につきましては、終わった後に説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○会長

ただいま市の報告の道路の関係の説明がありましたけども、ご質問、ご意見ありますか。

○杉浦文俊委員

ちょっと1点だけお願いというか、確認なんですけれども、道路というのは、特に西端というのは、安城市さんと接しているということで、大久手3号線の幅員9.5mということで、安城の方の北部に伸びて、産業道路の方に繋がったり、そういうふうになっているんですけれども、実際、この黄色の線だけを見ると、9.5mで交差点を渡って、途中まででその先っていうのが、5mぐらいになっているんですけれども、そういった時に安城市さんと協力して幅員をある程度の道路のところまで延ばすとか、そういったことを話されているのか、今後、話していく予定であるとか、そういったことがあるか確認してください。

○会長

途中で市境のところが切れちゃつとるということで今のご質問に対して、はいどうぞ。

○都市計画課 計画推進係長

実は安城市に入ってから広がっております碧南市側だけがちょっと狭い状態になっております。

○杉浦文俊委員

すいません。大久手3号線のところを、ずっとまっすぐ行くと、パールライスの横に出ると思うんですがそこは、そこまで、道は広くないと認識しているが。

○都市計画課 計画推進係長

碧南市の中だけが、今ちょっと狭い状況になっております。そこから、安城市に入ると、広がった形にはなっているんですけども、パールライスの方が広がった形になってるかと思えます。

○杉浦文俊委員

では、ちょっと質問変えますけれども、近隣地とその道路をつなげるために、同じ幅員になるような話を今後していくのかどうかというのはどうですか。安城市の方は広がっている、碧南市もこれから広げる、では、高浜市との間は。高浜市さんとそういった話をしていくのかどうかというのは。

○都市計画課 計画推進係長

現時点においては、まだないと考えております。

○杉浦文俊委員

実際トラックが通って若干のカーブがあるところだと、実際利用している限りだと、危なかったりするんで、また今後、話の方よろしくお願いします。

○磯貝委員

9月25日の市議会協議会の中では、計画案が出てきて、これが市民というか西端地区にちゃんと説明がされているのかどうか、大久手線、吹上線の方も、前は県道だったんですよね。それが市道に代わって、これが生活道路に今現在なっていると。その真ん中に歩行者専用区間とかいうのが出てくる。これが実際本当に、理解が十分されているのかどうか。非常にこないだの市議会協議会でも問題になったんですけども、先ほどの説明では、区長さんとか、説明ができてるといふような報告ありましたが、協議会が終わってから今日に至るまで、その間で了解を取ってきたのかどうかちょっと確認をさしてください。

○都市計画課 計画推進係長

その通りでございます。

地権者の方々には、事前には話はしてあるんですけども、区長さん、町内会長様の方には、そのあと説明をさせていただいております。

○磯貝委員

それが本当に納得できているかどうか、区長さんレベルでの納得だけでは、やっぱり、使う人が一般の地域住民でありますので、そこら辺は今後とも、説明とかいうのをやっていかないとこれは到底許されるもんじゃないかなと思うんですけども、それとあとこの歩行者専用道路というのを作らないかのかどうかっていうのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○都市計画課 計画推進係長

今の青色の線につきましては、今の井口4号線から県道に出るところがあるんです。この交差点が危ないので、今の現道、大久手吹上洲先線があるんですけども、こちらが北側の道路に出ないようにするために、車を通れなくするっていう形にし、南側に交差点を移動するっていう形になります。

南側の平山住宅の辺りに住まわれている方も北側に車を走らせたときにもそのまま、現在の交差点で行くよりも、この南側の、今の大久手3号線のところで、県道の方に合流させていただくっていう形になりますので、利用状況としては、それほど変わらないかなというふうには考えております。

そのために今、青色の部分は、北側の交差点に出ないようにするために、歩行者専用道路のような取り扱いにしているという状況となっております。

○磯貝委員

これはやっぱり今先ほど説明があったように一気にやるということではないということですね。

○都市計画課 計画推進係長

工場については一気にいくわけではなくても、道路については、整備の方は順次進めて参りますので。

○磯貝委員

そうするとなると、やっぱり道路だけは先行していくってということというふうに理解してもいいですか。

○都市計画課 計画推進係長

この幹線道路の今の大久手吹上洲先線が南側の交差点に移動する部分につきましては、なるべく早くやっていきたいと考えております。

○磯貝委員

それにしても道路形態が変わっていくってことは、生活そのものも変わってくるという地域におられる方、生活そのものは変わってきますので、本当にこれは親身になって、市民の立場に立って、本当に話をしたいと思っています。その辺確認をとります。どうでしょうか。

○都市計画課 計画推進係長

北側にある、今の現在の信号交差点の部分なんですけれどもこちらにつきましては、信号の方が今、結果的に二つになる可能性がありますので、今、もしかして一つになってしまうかもしれないって話がございますので、大久手町の方々には、隣接しておりますので説明の方は当然して参りたいと考えております。その話は、町内会長さんの方にはしてあります。

今後また日程調整して、説明会を開催したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○加藤厚雄委員

市議会協議会でも報告受けたもんで、質問するのは心苦しいんですけども、あくまでも協議会は報告だったってここは採決ですので、ただちょっと改めて聞くのは、この歩行者専用道路ということは専用だから、車は通れないということですよ。碧南に歩行者専用

道路というのは1ヶ所も確か私の記憶だとない。狭い2 mぐらいのそういったのはあったとしても、幅が広いやつで車が通れない歩行者専用道路にして、それで今使っとるもんで随時、何か変更していくんでしょうけども、本来だったら用途廃止かなんかして公園にしたほうがいいのかもしれんのに、なぜこれ、公園にするなり、また、道路の用途を廃止して宅地にするなりしなくて、ここを、車が通れない歩行者専用道路にしようと思ったきっかけって一体何だったんでしょいかね。

○都市計画課 計画推進係長

現在も大久手吹上洲先線の両側には明治用水の大きいパイプラインが入っております。その関係で、パイプラインは移動できないものですから、結果的に用地については残ってしまう形になります。

ただ、中の、今の現在使っている道路の部分については、そのまま利用できる形にはなりますので、だから払い下げするとこのパイプラインについて移設なり、すごい金額のお金が必要になってきますので、今のところは、パイプラインの用地を含めた形で、車が通れなくするようにすることが目的となっております。

○加藤厚雄委員

臨海部の方のね、湾岸に接したところの、歩行者専用道路というのが僕はわかりませんが、碧南始まって以来だよ。

車が通れない歩行者のみの専用道路というというのは、違うところに、ありますか。

○都市計画課長

区画整理とそれから用水の上という形での歩行者専用道路というのはあります。

委員の言われている、ここまでの道幅のものは、なかなかないということです。

○加藤厚雄委員

ですので、水路をかぶせただとか区画整理のところっていうのは、せいぜいあっても、2 mぐらいだよ。これをそのままするとどうなの。6, 7 mはあると思うんだけど。6, 7 mの車がとまらない歩行者専用のやつはいるのかというのはあるけど、これはあくまでも計画だよ、計画を作ってやってほしいと思いますので、意見としてはね、またどうい

うふうに使うかというのはね。ただ通るだけで6, 7 mの土地をどんと空けとくというのがね、なんか違う用途に使えないかなというに思いますね。

○会長

今加藤さんの言われた歩行者専用とあるが、通る歩行者がないわけですので多分ここは、歩行者が通れば歩行者専用ということで安全の確保になるんですけども、歩行者道路として、まずここを歩行者が歩いて通る方っていうのは、ほんのわずかだと思いますので、それだけの土地があるんだからね。何か別な用途の公園だとか木を植えるだとかね、そういうことも、考えられた方がいいのかなという感じ。

それからもう1点私の方から質問というか意見を言わせていただきますと、全部この県道の方に出るはいいんですけども、ここは一応工業地域になって、これが全部埋まるとかなりの通勤の人たちの利用も増えるし、出荷の車も増えるということで、こんなに県道に出るところがたくさんあって、この出てくる幅がわからんですけど、こんなに信号が全部つくのかどうか。これは警察と打ち合わせをして、全部信号がつくことが決まっているんですか。

○都市計画課長

基本的に先ほど説明した大久手3号線のこの県道との交差点、ここは今警察との協議をしております、基本的につけていただきたいとは考えておりますが、他のですね交差点については今のところ、設置をする予定はございません。

雁道1号線のところは、信号無しでかなりの車が出るようになるんですけども、この県道っての結構朝夕は通行量も多いし、だから、全部、大久手3号線の方にまわして、中は自由にたくさん道路をつくればいいんですけども県道に出るところは、たくさんあればあるほど、事故の確率は上がりますので、大久手3号線を広くして、そこからたくさん車が流れて、出入りできるようにされた方がいいのかなと、下の1号線のところにも信号がないとするとね。なかなか危険な交差点になるんじゃないかなというふうには感じますので、その辺ちょっと、考えたほうがいいのかなと。この工業地帯から出るのはそんなに何本かない方が、現実にはいいじゃないかなというふうに思います。ただ、本数が1ヶ所ですと非常に渋滞するもんですから、そこの交差点をきちっと渋滞しないように、右折車線左折車線等を作ってですね、スムーズに車の流れるように交差点はしておいた方がいい

いのかなということ。

○都市計画課長

その辺も警察の方としっかり協議して参りますので、よろしくお願いいたします。

○会長

あとはよろしいですか。

それではその他につきましてもただいまご質問をいただきまして、もうこれ以上ないようでしたら、閉会とさせていただきますけども、よろしいでしょうか。

それでは以上で令和元年度の第1回都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

長時間になりましたけども、ありがとうございました。

— 閉会時間 午前11時42分 —